

彦根市分別収集計画

平成28年（2016年）6月

1 計画策定の意義

私たちを取り巻く社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会活動から循環型社会へと変化の兆しは見られるものの、依然として日常生活や事業活動から大量のごみが排出されています。今後は、これまで以上に市民・市民団体・事業者・行政といった全ての主体が循環型社会の実現に向けた具体的な行動をおこし、総合的な取組を取って行くことが求められます。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中でも多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・市民団体・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係主体が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2 基本の方針方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

1. 「発生抑制・再使用」に重点を置いた施策の総合的展開
2. 分かりやすい情報発信の推進
3. 市民・市民団体・事業者・行政のコミュニケーションによる協働の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年（2017年）4月を始期とする5ヶ年とし、平成31年（2019年）に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	9,422t	9,290t	9,162t	9,036t	8,914t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施します。なお、実施するに当たっては市民・市民団体・事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力と連携を図ります。

ごみの発生量およびリサイクル率は「一般廃棄物処理基本計画」、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」において目標値を設定しています。これら施策の進行状況は、例年開催している、彦根市廃棄物減量等推進審議会において評価いただいております。結果は評価報告書として、彦根市ホームページ等を活用し広く周知、啓発を行っています。

●ごみ関連情報の「みえる化」

自治体のごみ減量・資源化の施策に対して市民の皆さんの理解や協力を得るためには、日頃からできる限り多くの情報を広報ひこねやホームページ等を通じて市民に提供し、地域のごみ問題とそれに対する対策方法を「みえる化」することが重要となります。

市民一人ひとりが「何をすれば、どういった効果があるのか」など、市民の皆さんにごみを減らすインセンティブを与えるような分かりやすい情報提供を推進します。

●環境教育、環境学習や出前講座の充実

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の市民が、環境問題に触れ、学習する機会として、体験型・参加型イベントの開催や環境教育の中でごみ問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法や資源化、ごみ処理経費などについて学習する出前講座の充実を図ります。

●排出ルールの徹底

分別・排出ルールを広報や、出前講座などでより一層の周知を推進することで、古紙や缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックなどの適切な資源化を進めるとともに、資源としての品質向上を図ります。

●レジ袋等の容器包装の有料化、マイバッグ持参の啓発

現在でも市内の一部店舗においては、レジ袋の有料化が実施されており、今後もさらに多くの店舗にて実施いただけるよう、啓発を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場、処理施設の状況および再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、本市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶・金属類
主として ガラス製 の容器	びん類
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	古紙・衣類 （牛乳パック）
主として段ボール製の容器包装	古紙・衣類 （段ボール・厚紙類）
主として紙製の容器包装であって紙パック、段ボール以外のもの（ボール紙、袋、包装紙に該当するもの）	古紙・衣類 （雑誌類）
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック（発泡スチロール製食品トレイおよび緩衝材、シャンプー等プラスチック容器等）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	137t		136t		135t		133t		132t	
主としてアルミニウム製の容器	46t		46t		46t		45t		45t	
無色のガラス製容器	(合計) 389t		(合計) 386t		(合計) 384t		(合計) 379t		(合計) 376t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 389t	(引渡) 0t	(独自処理) 386t	(引渡) 0t	(独自処理) 384t	(引渡) 0t	(独自処理) 379t	(引渡) 0t	(独自処理) 376t
茶色のガラス製容器	(合計) 287t		(合計) 285t		(合計) 283t		(合計) 280t		(合計) 277t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 287t	(引渡) 0t	(独自処理) 285t	(引渡) 0t	(独自処理) 283t	(引渡) 0t	(独自処理) 280t	(引渡) 0t	(独自処理) 277t
その他のガラス製容器	(合計) 158t		(合計) 157t		(合計) 156t		(合計) 154t		(合計) 153t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 158t	(引渡) 0t	(独自処理) 157t	(引渡) 0t	(独自処理) 156t	(引渡) 0t	(独自処理) 154t	(引渡) 0t	(独自処理) 153t

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	8t		8t		8t		8t		8t	
主として段ボール製の容器包装	663t		659t		655t		647t		641t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 232t		(合計) 230t		(合計) 229t		(合計) 226t		(合計) 224t	
	(引渡) 232t	(独自) 0t	(引渡) 230t	(独自) 0t	(引渡) 229t	(独自) 0t	(引渡) 226t	(独自) 0t	(引渡) 224t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 672t		(合計) 668t		(合計) 664t		(合計) 656t		(合計) 650t	
	(引渡) 672t	(独自) 0t	(引渡) 668t	(独自) 0t	(引渡) 664t	(独自) 0t	(引渡) 656t	(独自) 0t	(引渡) 650t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{【直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績】} \times \text{【人口変動率】}$$

また、人口将来予測は、コーホート推計を採用し、次のとおり算出しました。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
111,234人 (対前年度比) 99.3%	110,503人 (対前年度比) 99.3%	109,833人 (対前年度比) 99.4%	108,481人 (対前年度比) 98.8%	107,485人 (対前年度比) 99.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を最大限活用して行います。

なお、自治会をはじめ市民団体による集団回収が進んでいる段ボール、紙パック、その他紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を継続するとともに、行政による収集を実施する。民間業者による拠点回収も引き続き協力要請します。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	アルミ	缶・金属類	市の委託業者による定期収集	市
	スチール			
びん	無色ガラス	びん類	市の委託業者による定期収集	市
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	古紙・衣類 (牛乳パック)	市民団体による集団回収 スーパー等店頭回収 市の委託業者による定期収集	民間業者
	段ボール	古紙・衣類 (段ボール・厚紙類)	市民団体による集団回収 スーパー等店頭回収 市の委託業者による定期収集	民間業者
	その他紙	古紙・衣類 (雑誌類)	市民団体による集団回収 スーパー等店頭回収 市の委託業者による定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市の委託業者による拠点回収 (不定期収集)	市
	その他のプラスチック	容器包装 プラスチック	スーパー等店頭回収 市と市の委託業者による定期収集	市 民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類については缶選別圧縮機による選別圧縮・保管、びん類については手選別後保管を本市の清掃センターで行っています。

ペットボトルについても、清掃センターで圧縮・梱包・保管を行っています。

その他プラスチック製容器包装については、清掃センター敷地内に民間で建設した施設において圧縮・梱包・保管を行っています。

段ボール、紙パック、その他紙製容器包装についての圧縮・梱包、リサイクルについては民間業者に委託し実施しています。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ	缶・金属類	プラスチック コンテナ	2t、4t パッカー車 軽ダンプ車	清掃センター ストックヤード 選別圧縮機
スチール				
無色ガラス	びん類	プラスチック コンテナ	2t、4t ダンプ車 軽ダンプ車	清掃センター ストックヤード 選別コンベア
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	古紙・衣類 (牛乳パック)	ひもで縛る	2t ダンプ車 2t パッカー車 軽ダンプ車	民間業者スト ックヤード
段ボール	古紙・衣類 (段ボール・厚 紙類)			
その他紙	古紙・衣類 (段ボール・厚 紙類、雑誌)			
ペットボトル	ペットボトル	網かご、網袋	2t、4t ダンプ車	清掃センター ストックヤード、圧縮 機
その他プラスチ ック	容器包装プラ スチック	専用袋	2t、3t、4t パッカー車 軽ダンプ車	ストックヤード、 民間業者の 圧縮機

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第7項の規程に基づき設置する、彦根市廃棄物減量等推進審議会において、施策等の評価を頂くこととします。
- (2) 市内の自治会、子ども会、PTAなど資源回収事業を実施している市民団体には回収重量に対して奨励金を、また資源回収事業によって回収された有価物を再資源化のために引き取る業者が、収集運搬まで行った場合には協力金を引き続き交付し、ごみの減量・資源化を推進します。